

2017年11月21日

(TEL 082-241-0211)

各 位

会社名中国電力株式会社代表者名代表取締役社長執行役員清水 希茂
(コード番号 9504 東証第一部)問合せ先調達本部マネージャー
(財務グループ)砂岡義之

2020 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債および 2022 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、2017年11月21日開催の取締役会において、2020年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「2020年満期新株予約権付社債」という。)および2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「2022年満期新株予約権付社債」といい、2020年満期新株予約権付社債と合わせて、以下、「本新株予約権付社債」という。)の発行を決議しましたので、その概要につき下記のとおりお知らせします。

【本新株予約権付社債発行の目的】

電力の小売全面自由化による競争激化など経営環境が大きく変化していく中、当社グループは、2016 年 1 月に「中国電力グループ経営ビジョン」を策定し、2020 年代を展望した目指す企業グループ像として「地域で選ばれ、地域をこえて成長する企業グループ」を掲げています。当社は、このビジョンのもとで、中国地域における事業の競争力強化に向けた投資を着実に進めていくとともに、新たな成長領域として、中国地域外での発電・電力供給事業や海外発電事業等にも積極的に投資していきたいと考えています。

また、競争環境下で持続的に成長するためには、安定的な事業基盤を確立することも重要であり、投資にあたっては、必要資金の調達コスト低減および調達手段の多様化を図りつつ、財務基盤も一層強化していく必要があります。こうした観点を踏まえて、以下の特徴を有する本新株予約権付社債を発行することとしました。

- ①利息を付さずに(ゼロ・クーポン),かつ社債額面を上回る払込金額で発行するため、資金調達コストの 低減が可能になること。
- ②海外市場の投資家が対象となることから、資金調達手段の多様化に寄与し、今後の資金調達戦略の柔軟性向上が期待できること。
- ③株式への転換促進を企図した付帯条項を付与し、株式への転換を目指すことで、自己資本の増強が期待 されること。特に、本新株予約権には任意下方修正条項を付与しており、当社が、将来の事業環境の変 化や財務体質の状況に応じて行使することにより、株式への転換促進を図ることができること。

④株式への転換は、主に、将来の株価上昇など、株主価値が向上する局面で進捗するものと想定されることから、転換に伴う1株あたり価値の希薄化抑制が図られること。加えて、2022年満期新株予約権付社債について約2年半の転換制限条項を付与することで転換時期の平準化も図られること。

【2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の買入消却について】

当社は、2017年11月21日開催の取締役会において、2015年3月2日に発行された2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「2018年満期新株予約権付社債(既発)」という。)の現存額500億円を上限として、2017年12月15日を買入消却実施日として買入消却を行うこと(以下「本買入消却」という。)を決議しました。

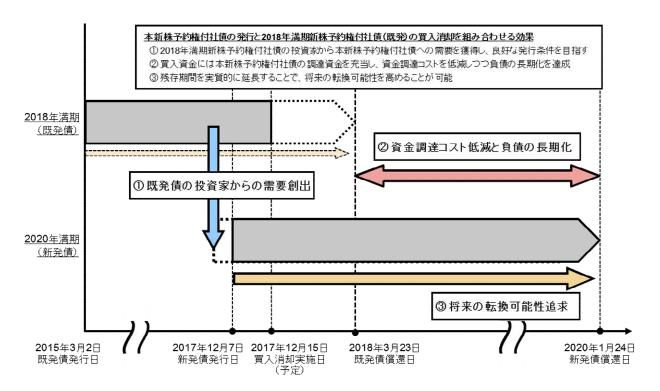
当社は、本新株予約権付社債の発行と同時に本買入消却を実施することにより、以下に掲げる効果が図れると考えております。

- ①本新株予約権付社債の発行に関する投資家の需要を拡大し、良好な条件での本新株予約権付社債の発行 が見込まれること。
- ②本新株予約権付社債の調達資金を、本買入消却による2018年満期新株予約権付社債(既発)の買入資金に充当することで、資金調達コストを低減しつつ負債の長期化を図れること。
- ③当社が発行する新株予約権付社債の残存期間を実質的に延長することにより、将来の転換可能性を高めることが可能となり、自己資本の増強が期待されること。

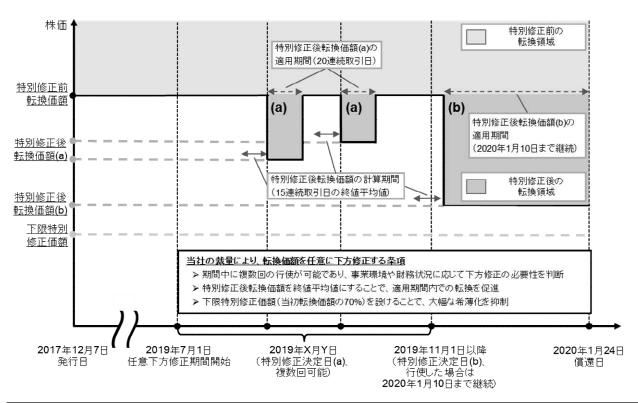
本買入消却のための 2018 年満期新株予約権付社債 (既発) の買入れ (以下「本買入れ」という。) は、Nomura International plc を単独ディーラー・マネージャーとする当該社債の社債権者に対する買入れオファーの方法により実施されます。本新株予約権付社債のブックランナー兼共同主幹事引受会社 (下記 I.および II.に それぞれ記載される。) ならびに本買入れの単独ディーラー・マネージャーを統括する単独ストラクチャリング・コーディネーターは、Nomura International plc が務めます。

本買入消却に関する詳細につきましては、本日付の「2018 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の買入消却に係る事項の決定に関するお知らせ」において別途開示しております。

(ご参考) 本スキーム(本新株予約権付社債発行+本買入消却)の概念図



(ご参考)任意下方修正条項の概念図(2020年満期新株予約権付社債の場合)



【調達資金の使途】

本新株予約権付社債の発行による手取金の使途については、以下を予定しています。

- ①経年火力に代わる電源として開発中の三隅発電所 2 号機建設資金の一部として 2019 年 12 月末までに約 500 億円充当します。
- ②2018 年満期新株予約権付社債(既発)の買入資金として 2017 年 12 月末までに最大 500 億円充当します。 なお、本買入れに応じる当該社債の社債権者の数、買入れの対象となる当該社債の金額および当該社債 の株式への転換の状況等によっては、買入資金の総額が上記の金額に達しない可能性があります。
- ③上記②に充当されなかった金額の全額については、火力発電の高効率化など電源の競争力強化に向けた 設備投資・出資、クリーンコール技術の開発に向けた研究開発投資およびマレーシア石炭火力発電事業 など中国地域外・海外における収益基盤確立のための出資に係る資金として、2019 年 12 月末までに充 当します。

経営環境が大きく変化していく中、当社は、本新株予約権付社債により調達した資金を活用し、経営ビジョンに基づく主要施策に取り組むことで、持続的な成長を図り、ステークホルダーの皆さまのご期待にお応えしてまいります。

- Ⅰ. 2020 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債
- 1. 社 債 の 名 称 中国電力株式会社 2020 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 (以下 I. において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを 「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
- 2. 社 債 の 払 込 金 額 本社債の払込金額は、当社の代表取締役社長執行役員が、当社取締役会の 授権に基づき、投資家の需要状況およびその他の市場動向を勘案して決定 する。但し、本社債の払込金額は、本社債の額面金額の100.0%を下回っ てはならない。なお、下記 5. (2)記載の本新株予約権付社債の募集価格(発 行価格)と本社債の払込金額の差額は、本社債の額面金額の2.0%とする。 (各本社債の額面金額1,000万円)
- 3. 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。 払い込む。 も、金銭
- 4. 社債の払込期日および発行日 2017 年 12 月 7 日 (ロンドン時間,以下別段の表示のない限り同じ。)
- 5. 募集に関する事項
 - (1)募集方法 Nomura International plcを2015年3月2日に発行した2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「2018年満期新株予約権付社債(既発)」という。)の買入れオファーにかかる単独ディーラー・マネージャーを兼務する単独ストラクチャリング・コーディネーター兼単独ブックランナー兼共同主幹事引受会社とし、SMBC Nikko Capital Markets Limitedを共同主幹事引受会社とする幹事引受会社(以下I.において「幹事引受会社」という。)の総額個別買取引受けによる欧州およびアジアを中心とする海外市場(但し、米国を除く。)における募集。
 - 行われるものとする。
 (2)新株予約権付社債の募集価格(発行価格)は、当社の代表取締役社長執募集価格(発行価格) 行役員が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況およびその他の市場動向を勘案して決定する。但し、本新株予約権付社債の募集価格(発行価格)は、本社債の額面金額の102.0%を下回ってはならない。
- 6. 新株予約権に関する事項
 - (1)新株予約権の目的である 本新株予約権の目的である株式の種類および内容は当社普通株式(単元株式の種類,内容および数 株式数 100株)とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
 - (2)発行する新株予約権5,000 個および代替新株予約権付社債券(本新株予約権付社債券(下記の 総 数 7.(7)に定義する。)の紛失,盗難又は滅失の場合に適切な証明および補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。)に係る本社債の額面金額合計額を1,000万円で除した個数の合計数
 - (3)新株予約権の割当日 2017年12月7日
 - (4)新株予約権の行使に 際して出資される財産 の内容およびその価額
- (イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社 債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同 額とする。

但し、買付けの申込みは条件決定日の翌日午前 8 時(日本時間)までに

(ロ) 転換価額は、当初、当社の代表取締役社長執行役員が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況およびその他の市場動向

を勘案して決定する(以下「当初転換価額」という。)。但し、 当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記 5. (1) 記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日に おける当社普通株式の終値(下記 7. (4) (イ) に定義する。)に 1.0 を乗じた額を下回ってはならない。

(ハ) 2018 年 12 月 3 日 (以下「修正決定日」という。)の前日までの 30 連続取引日 (下記 7. (4) (イ)に定義する。)の当社普通株式 の終値の平均値 (但し,当該 30 連続取引日の間に下記(ホ)に従って行われる調整の影響を補てんするための調整に服する。)(1 円未満の端数は切り上げる。)が、修正決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、2018 年 12 月 12 日 (以下「修正効力発生日」という。)以降、上記の方法で算出された終値の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)に修正される(但し、修正決定日から修正効力発生日までに下記(ホ)に従って行われる調整に服する。)。但し、かかる算出の結果、修正後の転換価額が下限修正価額(以下に定義する。)未満となる場合は、修正後の転換価額は下限修正価額とする。

「下限修正価額」とは、当初転換価額の80%に相当する価額(1円未満の端数は切り上げる。)をいう(但し、下記(ホ)に従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。)。

(二) 2019年7月1日以降のうち当社が選択する日(但し,関連する特 別修正効力発生日(以下に定義する。)が,下記(6)に定める本 新株予約権の行使期間の満了日の 20 取引日前より後となる日を 選択することはできない。) (以下「特別修正決定日」という。) の前日までの、15連続取引日の当社普通株式の終値の平均値(但 し、当該 15 連続取引日の間に下記(ホ)に従って行われる調整の 影響を補てんするための調整に服する。)(1円未満の端数は切り 上げる。)が、特別修正決定日の前日に有効な転換価額を1円以 上下回る場合には、当社は、その選択により、転換価額を上記の 方法で算出された終値の平均値(1円未満の端数は切り上げる。) に修正することができる(但し、特別修正決定日から特別修正効 力発生日までに下記(ホ)に従って行われる調整に服する。)。か かる修正は、特別修正決定日から東京およびルクセンブルクにお ける2営業日目の日(以下「特別修正効力発生日」という。)に 効力を生じ,特別修正通知に定められた特別修正終了日(以下に 定義する。) まで継続する。かかる算出の結果, 修正後の転換価 額が下限特別修正価額(以下に定義する。)未満となる場合は、 修正後の転換価額は下限特別修正価額とする。転換価額は、特別 修正終了日の翌日から修正前の転換価額に復する(但し、当該修 正前の転換価額は,特別修正決定日から特別修正終了日までに下 記(ホ)に従って行われる調整に服する。)。

「特別修正終了日」とは、特別修正効力発生日から 20 取引日目の日とする。但し、特別修正決定日が 2019 年 11 月 1 日以降の日の場合、下記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日とする。

「下限特別修正価額」とは、当初転換価額の70%に相当する価額

(1円未満の端数は切り上げる。)をいう(但し、下記(ホ)に従 って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に 服する。)。

(ホ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式 の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保 有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整 される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発 行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

1株当たりの 発行又は 処分株式数 払込金額 既発行 株式数 調整後 調整前 価 転換価額 転換価額 既発行株式数 + 発行又は処分株式数

また, 転換価額は, 当社普通株式の分割又は併合, 当社普通株 式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求でき る新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発 行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整 される。

- (5)新株予約権の行使により 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金 株式を発行する場合に の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金 おける増加する資本金 等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生 および資本準備金 じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、 資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- ことができる期間間)とする。

(6)新株予約権を行使する 2017年12月21日から2020年1月10日まで(行使請求受付場所現地時

但し, ①下記 7. (4)記載の本社債の繰上償還の場合は, 償還日の東京にお ける3営業日前の日まで(但し,下記7.(4)(ハ)において繰上償還を受 けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。),②下記 7. (5) 記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時 まで、また③下記 7. (6) 記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限 の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2020年1月10日(行 使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはでき

上記にかかわらず、当社の組織再編等(下記7.(4)(二)に定義する。) を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編 等の効力発生日の翌日から 14 日以内に終了する 30 日以内の当社が指定 する期間中, 本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日(又はかかる日が東京に おける営業日でない場合、東京における翌営業日)が、当社の定める基 準日又は社債、株式等の振替に関する法律第 151 条第 1 項に関連して株 主を確定するために定められたその他の日(以下「株主確定日」と総称 する。) の東京における 2 営業日前の日(又は当該株主確定日が東京に おける営業日でない場合には、東京における3営業日前の日)から当該 株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合,東 京における翌営業日)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使す

ることはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振 替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣 行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使するこ とができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することがで

- の行使の条件
- (8) 当社が組織再編等を行う 場合の承継会社等による 新株予約権の交付
- (7) その他の新株予約権 各本新株予約権の一部行使はできない。
 - (イ) 組織再編等が生じた場合, 当社は, 承継会社等(以下に定義する。) をして,本新株予約権付社債の要項に従って,本新株予約権付社 債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代 わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするもの とする。但し、かかる承継および交付については、(i)その時点 で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既 に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承 継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこ れを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実 行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合,当 社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において 日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ) に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して下記 7.(4) (二)(b)記載の証明書を交付する場合には、適用されない。 「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新 株予約権付社債および/又は本新株予約権に係る当社の義務を
 - (ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の 内容は下記のとおりとする。
 - ①新株予約権の数

引き受ける会社をいう。

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株 予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

- ②新株予約権の目的である株式の種類 承継会社等の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等 の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本 新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか,下記(i) 又は(ii)に従う。なお,転換価額は上記(4)(ハ)および(ニ) と同様の修正ならびに(4)(ホ)と同様の調整に服する。

(i) 合併,株式交換又は株式移転の場合には,当該組織再編 等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に 得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等に おいて受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織 再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を 行使したときに受領できるように、転換価額を定める。 当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証 券又はその他の財産が交付されるときは, 当該証券又は 財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得ら れる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領

できるようにする。

る資本金および資本準備金

- (ii)上記以外の組織再編等の場合には,当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を,当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように,転換価額を定める。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその 価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては, 承継された本社債 を出資するものとし, 当該本社債の価額は, 承継された本社債 の額面金額と同額とする。

- ⑤新株予約権を行使することができる期間 当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の 日)から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日 までとする。
- ⑥その他の新株予約権の行使の条件 承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。 ⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加す

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とす

- ⑧組織再編等が生じた場合 承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約 権付社債と同様の取り扱いを行う。
- ⑨その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる 1 株未満の端数 は切り捨て,現金による調整は行わない。承継会社等の新株予 約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

- (ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債および信託証書に基づく 当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株 予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本 新株予約権付社債の要項に従う。
- (9)新株予約権と引換えに 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、 金銭の払込みを要しない 本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該 こととする理由 本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に 密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利 率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値と を勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととす る。
- 7. 社債に関する事項
 - (1)社 債 の 総 額 500 億円および代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額

を合計した額

- (2) 社 債 の 利 率 本社債には利息は付さない。
- (3)満期 償 還 2020年1月24日(償還期限)に本社債の額面金額の100%で償還する。
- (4) 社 債 の 繰 上 償 還 (イ) 130%コールオプション条項による繰上償還

当社は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)が、20連続取引日にわたり当該各取引日に適用のある上記 6.(4)(ロ)記載の転換価額の130%以上であった場合、当該20連続取引日の末日から30日以内に受託会社および主支払・新株予約権行使請求受付代理人ならびに本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、2019年7月1日以降、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所における取引日をいい、 終値が発表されない日を含まない。

(ロ) クリーンアップ条項による繰上償還

本(ロ)の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において, 残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の 10%を下回った場合,当社は,受託会社および主支払・新株予約 権行使請求受付代理人ならびに本新株予約権付社債権者に対し て30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで,残存本社債の 全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額で繰上償還す ることができる。

(ハ) 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が下記 8. (イ) 記載の追加額の支払義務を負う旨および当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合、当社は、受託会社および主支払・新株予約権行使請求受付代理人ならびに本新株予約権付社債権者に対して 30日以上 60 日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の 100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の 90 日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本 社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の 10%以上 である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償 還日の 20 目前までに通知することにより、当該本新株予約権付 社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないこと を選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該 本社債に関する支払につき下記 8. (イ) 記載の追加額の支払義務 を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記 8. (イ) 記載の公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

(ニ) 組織再編等による繰上償還

組織再編等が生じたが、(a)上記 6. (8)(イ)記載の措置を講ずることができない場合、又は(b)承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であ

ることを当社は予想していない旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合,当社は,受託会社および主支払・新株予約権行使請求受付代理人ならびに本新株予約権付社債権者に対して,東京における 14 営業日以上前に通知したうえで,当該通知において指定した償還日(かかる償還日は,原則として,当該組織再編等の効力発生日までの日とする。)に,残存本社債の全部(一部は不可)を,以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記 2. 記載の本社債の払込金額、上記 5. (2)記載の本新株予約権付社債の募集価格(発行価格)および上記 6. (4) (ロ)記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価およびボラティリティならびにその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日および本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 100%とする(但し、償還日が 2020 年 1 月 11 日から 2020 年 1 月 23 日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。)。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役社長執行役員が、当社取締役会の授権に基づき、上記 2. 記載の本社債の払込金額、上記 5. (2)記載の本新株予約権付社債の募集価格(発行価格)および上記 6. (4) (ロ)記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会決議(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議又は取締役会の委任に基づく取締役の決定)により(i)当社と他の会社の合併(新設合併および吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。),(ii)資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。),(iii)会社分割(新設分割および吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。),(iv)株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)又は(v)その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものが承認されることをいう。

(ホ) 上場廃止等による繰上償還

(i)金融商品取引法に従って、当社以外の者(以下「公開買付者」という。)により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場

合,当社は,実務上可能な限り速やかに(但し,当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に)受託会社および主支払・新株予約権行使請求受付代理人ならびに本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで,当該通知において指定した償還日(かかる償還日は,当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に,残存本社債の全部(一部は不可)を,上記(二)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし,最高額は本社債の額面金額の140%とする。但し,償還日が2020年1月11日から2020年1月23日までの間となる場合には,償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによ る当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨 又はスクイーズアウト事由(下記(へ)に定義する。)を生じさ せる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本 (ホ) 記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織 再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から 60 日以内に 生じなかった場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに(但 し、当該60日間の最終日から14日以内に)受託会社および主支 払・新株予約権行使請求受付代理人ならびに本新株予約権付社債 権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日 (かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目 以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の 全部 (一部は不可) を、上記償還金額で繰上償還するものとする。 当社が本(ホ)記載の償還義務および上記(ニ)又は下記(へ) 記載の償還義務を負うこととなる場合には、上記(二)又は下記 (へ) の手続が適用されるものとする。

(へ) スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする当社の定款の変 更の後に当社普通株式の全てを取得する旨の当社の株主総会の 決議がなされた場合、当社の特別支配株主による当社の他の株主 に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議(若 しくは取締役会の委任に基づく取締役の決定)がなされた場合又 は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株 主総会の決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」と いう。), 当社は, 受託会社および主支払・新株予約権行使請求 受付代理人ならびに本新株予約権付社債権者に対して、実務上可 能な限り速やかに(但し、当該スクイーズアウト事由の発生日か ら 14 日以内に) 通知したうえで、当該通知において指定した償 還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る効力発 生日より前で、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。但し、当該効力発生日が 当該通知の日から東京における 14 営業日目の日よりも前の日と なる場合には, かかる償還日は当該効力発生日よりも前の日に繰 り上げられる。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記 (二) 記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金

額(その最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 140%とする。但し、償還日が 2020 年 1 月 11 日から 2020 年 1 月 23 日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。) で繰上償還するものとする。

(ト) 当社が上記(イ)乃至(へ)のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合には、以後他の事由に基づく繰上償還の通知を行うことはできない。

また,当社が上記(ニ)若しくは(へ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記(ホ)(i)乃至(iv)記載の事由が発生した場合には,以後上記(イ)乃至(ハ)のいずれかに基づく繰上償還の通知を行うことはできない。

- (5) 買入消却 当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。
- (6)期限の利益の喪失信託証書又は本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社 債の要項に定める一定の事由が生じた場合,受託会社が本新株予約権付社 債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益喪失の通 知を行ったときには,当社は,本社債につき期限の利益を失い,残存本社 債の全部をその額面金額に経過利息(もしあれば)を付して直ちに償還し なければならない。
- (7)新株予約権付社債については,英国法上の記名式の新株予約権付社債券の 券 面 (以下「本新株予約権付社債券」という。)を発行するものとする。
- (8)無 記 名 式 新 株 本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。 予 約 権 付 社 債 券 への転換請求の制限
- (9)新株予約権付社債に係る Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S. A. (主支払・新株予約権行使請支払・新株予約権行使 求受付代理人) 請求受付代理人
- (10) 新株予約権付社債に係る Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.
- (11) 社債の担保又は保証 本社債は、保証を付さないで発行される。但し、改正電気事業法の適用により当社の送配電事業が別会社に移転する場合、当社の任意の選択により、本新株予約権付社債の要項に従い、本社債に当該別会社による保証が付されることがある。

本社債は、一般担保付であり、本新株予約権付社債権者は、電気事業法に 基づき、当社の財産について、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を 受ける権利を有する。

8. 特 約 (イ) 追加支払

本社債に関する支払につき現在又は将来の日本国又はその他の日本の課税権者により課される公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合には、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債権者に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために必要な追加額を支払う。

(口) 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り, 当社又は当社の主要子会社 (本新株予約権付社債の要項に定義される。) は、①外債(以下 に定義する。) に関する支払、②外債に関する保証に基づく支払 又は③外債に関する補償その他これに類する債務に基づく支払 を担保することを目的として, 当該外債の保有者のために, 当社 又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又 は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権(法令上の一般担 保(以下に定義する。)を除く。)も設定せず、かつこれを存続 させないものとする。但し、(a)かかる外債、保証若しくは補償 その他これに類する債務に付された担保と同じ担保を, 受託会社 の満足する形若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特 別決議により承認された形で,本新株予約権付社債にも同時に付 す場合又は(b)その他の担保若しくは保証を, 受託会社が完全な 裁量の下に本新株予約権付社債権者にとって著しく不利益でな いと判断する形若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の 特別決議により承認された形で,本新株予約権付社債にも同時に 付す場合は、この限りでない。

本項において、「外債」とは、社債、ディベンチャー、ノートその他これに類する期間1年超の証券のうち、(i)外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券又は円貨建でその額面総額の過半が当社若しくは当社の主要子会社により若しくは当社若しくは当社の主要子会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券であって、かつ(ii)日本国外の証券取引所、店頭市場若しくはこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれを予定されているものをいう。「法令上の一般担保」とは、電気事業法に基づき当社の社債、ディベンチャーおよびノートの保有者が有する一般担保ならびにその時々で有効な電気事業法又はその他の日本の法律に基づき、当社又は当社の主要子会社により発行された又は今後発行される社債、ディベンチャーおよびノートの保有者が有する一般担保と同様の権利をいう。

9. 取 得 格 付 本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。 10. 上 場 取 引 所 本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。 11. そ の 他 (イ) 安定操作取引

当社普通株式に関する安定操作取引は行わない。

(ロ) 2018 年満期新株予約権付社債(既発)の買入れ 本新株予約権付社債および 2022 年満期ユーロ円建転換社債型新 株予約権付社債の募集と同時に行われる 2018 年満期新株予約権 付社債(既発)の買入れ(以下「本買入れ」という。)は、Nomura International plc を単独ディーラー・マネージャーとする当該 社債の社債権者に対する買入れオファーの方法により実施され る。本新株予約権付社債および 2022 年満期ユーロ円建転換社債 型新株予約権付社債のブックランナーおよび共同主幹事引受会 社ならびに本買入れの単独ディーラー・マネージャーを統括する 単独ストラクチャリング・コーディネーターは、Nomura International plc が務める。

- Ⅱ. 2022 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債
- 1. 社 債 の 名 称 中国電力株式会社 2022 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 (以下II. において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを 「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
- 2. 社 債 の 払 込 金 額 本社債の払込金額は、当社の代表取締役社長執行役員が、当社取締役会の 授権に基づき、投資家の需要状況およびその他の市場動向を勘案して決定 する。但し、本社債の払込金額は、本社債の額面金額の 100.0%を下回っ てはならない。なお、下記 5. (2)記載の本新株予約権付社債の募集価格(発 行価格)と本社債の払込金額の差額は、本社債の額面金額の 2.0%とする。 (各本社債の額面金額 1,000 万円)
- 3. 新株予約権と引換えに 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。 払 い 込 む 金 銭
- 4. 社債の払込期日および発行日 2017年12月7日(ロンドン時間,以下別段の表示のない限り同じ。)
- 5. 募集に関する事項
 - (1)募 集 方 法

法 Mizuho International plc を共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社、Nomura International plc を 2015 年 3 月 2 日に発行した 2018 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「2018 年満期新株予約権付社債(既発)」という。)の買入れオファーにかかる単独ディーラー・マネージャーを兼務する単独ストラクチャリング・コーディネーター兼共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社とし、Morgan Stanley & Co. International plc を共同主幹事引受会社とする幹事引受会社(以下Ⅱ.において「幹事引受会社」という。)の総額個別買取引受けによる欧州およびアジアを中心とする海外市場(但し、米国を除く。)における募集。但し、買付けの申込みは条件決定日の翌日午前 8 時(日本時間)までに行われるものとする。

- (2)新株予約権付社債の本新株予約権付社債の募集価格(発行価格)は、当社の代表取締役社長執募集価格(発行価格) 行役員が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況およびその他の市場動向を勘案して決定する。但し、本新株予約権付社債の募集価格(発行価格)は、本社債の額面金額の102.0%を下回ってはならない。
- 6. 新株予約権に関する事項
 - (1)新株予約権の目的である 本新株予約権の目的である株式の種類および内容は当社普通株式(単元株式の種類,内容および数 株式数 100株)とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
 - (2)発行する新株予約権 5,000 個および代替新株予約権付社債券(本新株予約権付社債券(下記の 数 7.(7)に定義する。)の紛失,盗難又は滅失の場合に適切な証明および補 償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。)に係る本社 債の額面金額合計額を 1,000 万円で除した個数の合計数
 - (3)新株予約権の割当日 2017年12月7日
 - (4)新株予約権の行使に 際して出資される財産 の内容およびその価額
- (イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社 債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同 額とする。
- (ロ) 転換価額は、当初、当社の代表取締役社長執行役員が、当社取締

役会の授権に基づき、投資家の需要状況およびその他の市場動向を勘案して決定する(以下「当初転換価額」という。)。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記 5.(1)記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日における当社普通株式の終値(下記 7.(4)(イ)に定義する。)に 1.0 を乗じた額を下回ってはならない。

(ハ) 2020 年 7 月 1 日 (以下「修正決定日」という。)の前日までの 30 連続取引日 (下記 7. (4) (イ)に定義する。)の当社普通株式 の終値の平均値(但し,当該 30 連続取引日の間に下記(ホ)に従って行われる調整の影響を補てんするための調整に服する。)(1 円未満の端数は切り上げる。)が,修正決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には,転換価額は,2020年7月10日(以下「修正効力発生日」という。)以降,上記の方法で算出された終値の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)に修正される(但し,修正決定日から修正効力発生日までに下記(ホ)に従って行われる調整に服する。)。但し,かかる算出の結果,修正後の転換価額が下限修正価額(以下に定義する。)未満となる場合は,修正後の転換価額は下限修正価額とする。

「下限修正価額」とは、当初転換価額の80%に相当する価額(1円未満の端数は切り上げる。)をいう(但し、下記(ホ)に従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。)。

(二) 2020年11月2日以降のうち当社が選択する日(但し、関連する 特別修正効力発生日(以下に定義する。)が、下記(6)に定める 本新株予約権の行使期間の満了日の 20 取引日前より後となる日 を選択することはできない。)(以下「特別修正決定日」という。) の前日までの、15連続取引日の当社普通株式の終値の平均値(但 し、当該 15 連続取引日の間に下記(ホ)に従って行われる調整の 影響を補てんするための調整に服する。) (1円未満の端数は切 り上げる。)が、特別修正決定日の前日に有効な転換価額を1円 以上下回る場合には、当社は、その選択により、転換価額を上記 の方法で算出された終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ る。) に修正することができる(但し,特別修正決定日から特別 修正効力発生日までに下記(ホ)に従って行われる調整に服す る。)。かかる修正は、特別修正決定日から東京およびルクセン ブルクにおける2営業日目の日(以下「特別修正効力発生日」と いう。) に効力を生じ、特別修正通知に定められた特別修正終了 日(以下に定義する。)まで継続する。かかる算出の結果、修正 後の転換価額が下限特別修正価額(以下に定義する。)未満とな る場合は、修正後の転換価額は下限特別修正価額とする。転換価 額は、特別修正終了日の翌日から修正前の転換価額に復する(但 し、当該修正前の転換価額は、特別修正決定日から特別修正終了 日までに下記(ホ)に従って行われる調整に服する。)。

「特別修正終了日」とは、特別修正効力発生日から 20 取引日目の日とする。但し、特別修正決定日が 2021 年 11 月 1 日以降の日の場合、下記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日とする。

「下限特別修正価額」とは、当初転換価額の70%に相当する価額 (1円未満の端数は切り上げる。)をいう(但し、下記(ホ)に従 って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に 服する。)。

(ホ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式 の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保 有する当社普通株式を処分する場合には,下記の算式により調整 される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発 行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

発行又は 1株当たりの 処分株式数 払込金額 既発行 株式数 調整前 価 調整後 転換価額 転換価額 既発行株式数 + 発行又は処分株式数

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株 式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求でき る新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発 行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整 される。

- (5)新株予約権の行使により 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金 株式を発行する場合に の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金 おける増加する資本金 等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生 および資本準備金 じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、 資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- ことができる期間間)とする。

(6)新株予約権を行使する 2017年12月21日から2022年1月11日まで(行使請求受付場所現地時

但し, ①下記 7. (4) 記載の本社債の繰上償還の場合は, 償還日の東京にお ける3営業目前の日まで(但し、下記7.(4)(ハ)において繰上償還を受 けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。),②下記 7. (5) 記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時 まで、また③下記 7. (6) 記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限 の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2022年1月11日(行 使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはでき ない。

上記にかかわらず、当社の組織再編等(下記7.(4)(二)に定義する。) を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編 等の効力発生日の翌日から 14 日以内に終了する 30 日以内の当社が指定 する期間中, 本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日(又はかかる日が東京に おける営業日でない場合、東京における翌営業日)が、当社の定める基 準日又は社債,株式等の振替に関する法律第 151 条第 1 項に関連して株 主を確定するために定められたその他の日(以下「株主確定日」と総称 する。) の東京における 2 営業日前の日(又は当該株主確定日が東京に おける営業日でない場合には、東京における 3 営業日前の日) から当該 株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合,東

京における翌営業日)までの期間に当たる場合,本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(7) その他の新株予約権 (イ) 名

(口)

- イ) 各本新株予約権の一部行使はできない。
- の行使の条件
- 2020年6月30日(同日を除く。)までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日(但し、2020年4月1日に開始する四半期に関しては、2020年6月29日)までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(ロ)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①、②および③の期間は適用されない。
- ①(i)株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関(以下「R&I」という。)による当社の発行体格付がBBB-以下である期間,(ii)株式会社日本格付研究所若しくはその承継格付機関(以下「JCR」という。)による当社の長期発行体格付がBBB-以下である期間,(iii)R&Iによる当社の発行体格付若しくは JCRによる当社の長期発行体格付がなされなくなった期間,又は(iv)R&Iによる当社の発行体格付若しくは JCRによる当社の長期発行体格付が停止若しくは撤回されている期間
- ②当社が、下記 7. (4) 記載の本社債の繰上償還の通知を行った日 以後の期間(但し、下記 7. (4)(ハ)において繰上償還を受け ないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)
- ③当社が組織再編等を行うにあたり、上記(6)記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間
- (8)当社が組織再編等を行う 場合の承継会社等による 新 株 予 約 権 の 交 付
- (イ) 組織再編等が生じた場合,当社は,承継会社等(以下に定義する。)をして,本新株予約権付社債の要項に従って,本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ,かつ,本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し,かかる承継および交付については,(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり,(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり,かつ,(iii)当社又は承継会社等が,当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに,それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合,当社は,また,承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)に記載の当社の努力義務は,当社が受託会社に対して下記7.(4)(二)(b)記載の証明書を交付する場合には,適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新

株予約権付社債および/又は本新株予約権に係る当社の義務を 引き受ける会社をいう。

- (ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の 内容は下記のとおりとする。
 - ①新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

- ②新株予約権の目的である株式の種類 承継会社等の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i) 又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(4)(ハ)および(ニ)と同様の修正ならびに(4)(ホ)と同様の調整に服する。

- (i)合併,株式交換又は株式移転の場合には,当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を,当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように,転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは,当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- (ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその 価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては,承継された本社債 を出資するものとし,当該本社債の価額は,承継された本社債 の額面金額と同額とする。

- ⑤新株予約権を行使することができる期間 当該組織再編等の効力発生日(場合によりその 14 日後以内の 日)から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日 までとする。
- ⑥その他の新株予約権の行使の条件 承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。 また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記(7)(ロ)と同 様の制限を受ける。
- ⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加す る資本金および資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合に おける増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定める ところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じ た金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその 端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資 本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とす る。

⑧組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも,本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

⑨その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる 1 株未満の端数 は切り捨て,現金による調整は行わない。承継会社等の新株予 約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

- (ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債および信託証書に基づく 当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株 予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本 新株予約権付社債の要項に従う。
- (9)新株予約権と引換えに 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、 金銭の払込みを要しない 本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該 こととする理由 本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に 密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利 率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値と を勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととす る。
- 7. 社債に関する事項
 - (1)社 債 の 総 額 500 億円および代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額 を合計した額
 - (2) 社 債 の 利 率 本社債には利息は付さない。
 - (3)満期償還2022年1月25日(償還期限)に本社債の額面金額の100%で償還する。
 - (4) 社債の繰上償還 (イ) 130%コールオプション条項による繰上償還

当社は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)が、20連続取引日にわたり当該各取引日に適用のある上記 6.(4)(ロ)記載の転換価額の130%以上であった場合、当該20連続取引日の末日から30日以内に受託会社および主支払・新株予約権行使請求受付代理人ならびに本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、2020年7月1日以降、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所における取引日をいい、 終値が発表されない日を含まない。

(ロ) クリーンアップ条項による繰上償還

本(ロ)の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において, 残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の 10%を下回った場合,当社は,受託会社および主支払・新株予約 権行使請求受付代理人ならびに本新株予約権付社債権者に対し

て30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の 全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額で繰上償還す ることができる。

(ハ) 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が下記 8. (イ) 記載の追加額の支払義務を負う旨および当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合、当社は、受託会社および主支払・新株予約権行使請求受付代理人ならびに本新株予約権付社債権者に対して 30日以上 60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本 社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の 10%以上 である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償 還日の 20 目前までに通知することにより、当該本新株予約権付 社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないこと を選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該 本社債に関する支払につき下記 8. (イ) 記載の追加額の支払義務 を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記 8. (イ) 記載の公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

(二) 組織再編等による繰上償還

組織再編等が生じたが、(a)上記 6. (8) (イ)記載の措置を講ずることができない場合、又は(b)承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合、当社は、受託会社および主支払・新株予約権行使請求受付代理人ならびに本新株予約権付社債権者に対して、東京における 14 営業日以上前に通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記 2. 記載の本社債の払込金額、上記 5. (2)記載の本新株予約権付社債の募集価格(発行価格)および上記 6. (4)(ロ)記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価およびボラティリティならびにその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日および本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の 100%とする(但し、償還日が 2022 年 1 月 12 日から 2022 年 1 月 24 日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。)。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役社長執行役員

が,当社取締役会の授権に基づき,上記 2.記載の本社債の払込金額,上記 5.(2)記載の本新株予約権付社債の募集価格(発行価格)および上記 6.(4)(ロ)記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会決議(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議又は取締役会の委任に基づく取締役の決定)により(i)当社と他の会社の合併(新設合併および吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。),(ii)資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。),(iii)会社分割(新設分割および吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。),(iv)株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)又は(v)その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものが承認されることをいう。

(ホ) 上場廃止等による繰上償還

(i)金融商品取引法に従って,当社以外の者(以下「公開買付者」 という。) により当社普通株式の公開買付けが行われ, (ii)当社 が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を 表明し、(iii)当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社 普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性 があることを公開買付届出書等で公表又は容認し(但し,当社又 は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続け るよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。),かつ,(iv) 公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場 合、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該公開買付け による当社普通株式の取得日から 14 日以内に) 受託会社および 主支払・新株予約権行使請求受付代理人ならびに本新株予約権付 社債権者に対して通知したうえで、 当該通知において指定した償 還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業 日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社 債の全部(一部は不可)を,上記(二)記載の償還の場合に準ず る方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面 金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 140%とする。 但し、償還日が 2022 年 1 月 12 日から 2022 年 1 月 24 日までの間 となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。) で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨又はスクイーズアウト事由(下記(へ)に定義する。)を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本(ホ)記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から 60 日以内に生じなかった場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該 60 日間の最終日から 14 日以内に)受託会社および主支

払・新株予約権行使請求受付代理人ならびに本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記償還金額で繰上償還するものとする。当社が本(ホ)記載の償還義務および上記(ニ)又は下記(へ)記載の償還義務を負うこととなる場合には、上記(ニ)又は下記(へ)の手続が適用されるものとする。

(へ) スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする当社の定款の変 更の後に当社普通株式の全てを取得する旨の当社の株主総会の 決議がなされた場合、当社の特別支配株主による当社の他の株 主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決 議(若しくは取締役会の委任に基づく取締役の決定)がなされた 場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の 当社の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイーズアウ ト事由」という。), 当社は, 受託会社および主支払・新株予約 権行使請求受付代理人ならびに本新株予約権付社債権者に対し て, 実務上可能な限り速やかに(但し, 当該スクイーズアウト事 由の発生日から 14 日以内に) 通知したうえで、当該通知におい て指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由 に係る効力発生日より前で、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。但し、当該 効力発生日が当該通知の日から東京における 14 営業日目の日よ りも前の日となる場合には、かかる償還日は当該効力発生日より も前の日に繰り上げられる。)に、残存本社債の全部(一部は不 可)を,上記(二)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出 される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の 100%とし、 最高額は本社債の額面金額の 140%とする。但し、償還日が 2022 年 1 月 12 日から 2022 年 1 月 24 日までの間となる場合には、償 還金額は本社債の額面金額の 100%とする。) で繰上償還するも のとする。

(ト) 当社が上記(イ)乃至(へ)のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合には、以後他の事由に基づく繰上償還の通知を行うことはできない。

また、当社が上記(ニ)若しくは(へ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記(ホ)(i)乃至(iv)記載の事由が発生した場合には、以後上記(イ)乃至(ハ)のいずれかに基づく繰上償還の通知を行うことはできない。

(5) 買入消却 当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

(6)期限の利益の喪失信託証書又は本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社 債の要項に定める一定の事由が生じた場合,受託会社が本新株予約権付社

債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益喪失の通 知を行ったときには、当社は、本社債につき期限の利益を失い、残存本社 **債の全部をその額面金額に経過利息(もしあれば)を付して直ちに償還し** なければならない。

(7)新株予約権付社債本新株予約権付社債については,英国法上の記名式の新株予約権付社債券 面 (以下「本新株予約権付社債券」という。)を発行するものとする。

予 約 権 付 社 債 券 への転換請求の制限

(8)無 記 名 式 新 株 本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

支払 · 新株予約権行使 求受付代理人) 請求受付代理人

(9)新株予約権付社債に係る Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. (主支払・新株予約権行使請

理

(10) 新株予約権付社債に係る Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.

(11) 社債の担保又は保証 本社債は、保証を付さないで発行される。但し、改正電気事業法の適用に より当社の送配電事業が別会社に移転する場合、当社の任意の選択によ り,本新株予約権付社債の要項に従い,本社債に当該別会社による保証が 付されることがある。

> 本社債は,一般担保付であり,本新株予約権付社債権者は,電気事業法に 基づき, 当社の財産について, 他の債権者に先だって自己の債権の弁済を 受ける権利を有する。

8. 特

(イ) 追加支払 約

> 本社債に関する支払につき現在又は将来の日本国又はその他の 日本の課税権者により課される公租公課を源泉徴収又は控除す ることが法律上必要な場合には、当社は、一定の場合を除き、本 新株予約権付社債権者に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額 が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等 しくなるために必要な追加額を支払う。

(口) 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り, 当社又は当社の主要子会社 (本新株予約権付社債の要項に定義される。) は、①外債(以下 に定義する。) に関する支払、②外債に関する保証に基づく支払 又は③外債に関する補償その他これに類する債務に基づく支払 を担保することを目的として, 当該外債の保有者のために, 当社 又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又 は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権(法令上の一般担 保(以下に定義する。)を除く。)も設定せず、かつこれを存続 させないものとする。但し、(a)かかる外債、保証若しくは補償 その他これに類する債務に付された担保と同じ担保を、受託会社 の満足する形若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特 別決議により承認された形で,本新株予約権付社債にも同時に付 す場合又は(b)その他の担保若しくは保証を, 受託会社が完全な 裁量の下に本新株予約権付社債権者にとって著しく不利益でな いと判断する形若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の 特別決議により承認された形で,本新株予約権付社債にも同時に 付す場合は、この限りでない。

本項において、「外債」とは、社債、ディベンチャー、ノートその

他これに類する期間1年超の証券のうち,(i)外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券又は円貨建でその額面総額の過半が当社若しくは当社の主要子会社により若しくは当社君しくは当社の主要子会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券であって,かつ(ii)日本国外の証券取引所,店頭市場若しくはこれに類するその他の市場で,相場が形成され,上場され若しくは通常取引されるもの又はそれを予定されているものをいう。「法令上の一般担保」とは,電気事業法に基づき当社の社債,ディベンチャーおよびノートの保有者が有する一般担保ならびにその時々で有効な電気事業法又はその他の日本の法律に基づき,当社又は当社の主要子会社により発行された又は今後発行される社債,ディベンチャーおよびノートの保有者が有する一般担保と同様の権利をいう。

9. 取 得 格 付 本新株予約権付社債に関して,格付を取得する予定はない。 10. 上 場 取 引 所 本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。 11. そ の 他 (イ) 安定操作取引

当社普通株式に関する安定操作取引は行わない。

(ロ) 2018 年満期新株予約権付社債(既発)の買入れ本新株予約権付社債および 2020 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の募集と同時に行われる 2018 年満期新株予約権付社債(既発)の買入れ(以下「本買入れ」という。)は、Nomura International plc を単独ディーラー・マネージャーとする当該社債の社債権者に対する買入れオファーの方法により実施される。本新株予約権付社債および 2020 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債のブックランナーおよび共同主幹事引受会社ならびに本買入れの単独ディーラー・マネージャーを統括する単独ストラクチャリング・コーディネーターは、Nomura International plc が務める。

以 上

(ご参考)

- 1. 資金の使途
 - (1)今回調達資金の使途

本新株予約権付社債の発行による手取金の使途については、以下を予定しております。

- ①経年火力に代わる電源として開発中の三隅発電所 2 号機建設資金の一部として 2019 年 12 月末までに約 500 億円充当します。
- ②2018 年満期新株予約権付社債(既発)の買入資金として 2017 年 12 月末までに最大 500 億円充当します。

なお、本買入れに応じる当該社債の社債権者の数、買入れの対象となる当該社債の金額および当該社債の株式への転換の状況等によっては、買入資金の総額が上記の金額に達しない可能性があります。

- ③上記②に充当されなかった金額の全額については、火力発電の高効率化など電源の競争力強化に向けた設備投資・出資、クリーンコール技術の開発に向けた研究開発投資およびマレーシア石炭火力発電事業など中国地域外・海外における収益基盤確立のための出資に係る資金として、2019年12月末までに充当します。
- (2)前回調達資金の使途の変更 該当事項はありません。
- (3)業績に与える見通し 今期の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

(1)利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益配分にあたっては、安定配当の継続を基本とし、単年度の業績だけでなく、 中長期的な観点から総合的に勘案しております。

(2)配当決定にあたっての考え方 上記 2. (1)に記載のとおりです。

(3)過去3決算期間の配当状況等

	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期
1 株当たり連結当期純利益	93. 38 円	74.83 円	31.84 円
1 株当たり年間配当金	50.00円	50.00円	50.00円
(内, 1 株当たり中間配当金)	(25.00円)	(25.00円)	(25.00円)
実績連結配当性向	53.5%	66.8%	157.0%
自己資本連結当期純利益率	5.6%	4.4%	1.9%
連結純資産配当率	3.0%	3.0%	3.0%

- (注) 1. 1株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しております。
 - 2. 実績連結配当性向は、1株当たりの年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
 - 3. 自己資本連結当期純利益率は、決算期末の連結当期純利益(又は親会社株主に帰属する当期 純利益)を自己資本(連結純資産合計額から少数株主持分(又は非支配株主持分)を控除し た額で期首と期末の平均)で除した数値です。
 - 4. 連結純資産配当率は,1株当たりの年間配当金を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均) で除した数値です。

3. その他

(1)潜在株式による希薄化情報

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

- (2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等
 - ①エクイティ・ファイナンスの状況

2018 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

発行日	発行総額	償還期限	転換価額	
2015年3月2日 500億円(額面)		2018年3月23日	1,789.7円	

2020 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

発行日	発行総額	償還期限	転換価額
2015年3月2日	500 億円(額面)	2020年3月25日	1,993 円

②過去3決算期間および直前の株価等の推移

	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期
始 値	1,438 円	1,558円	1,510円	1,241 円
高 値	1,706 円	1,955円	1,512円	1,339円
安 値	1,227 円	1,411 円	1,159 円	1,188円
終値	1,566 円	1,520円	1,232 円	1,233 円
株価収益率 (連結)	16.8倍	20.3 倍	38.7倍	_

- (注)1. 株価は、株式会社東京証券取引所におけるものであります。
 - 2. 2018 年 3 月期の株価については、2017 年 11 月 20 日現在で表示しております。
 - 3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期末の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、2018年3月期については、未確定のため記載しておりません。

(3) ロックアップについて

当社は、2020年満期新株予約権付社債に係る引受契約の締結日から払込期日後 180 日間を経過するまでの期間中、2020年満期新株予約権付社債に係る幹事引受会社を代表する Nomura International plcの事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(但し、本新株予約権付社債の発行、本新株予約権の行使による当社普通株式の交付、株式分割等を除く。)を行わない旨を合意しております。

当社は、2022 年満期新株予約権付社債に係る引受契約の締結日から払込期日後 180 日間を経過するまでの期間中、2022 年満期新株予約権付社債に係る幹事引受会社を代表する共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(但し、本新株予約権付社債の発行、本新株予約権の行使による当社普通株式の交付、株式分割等を除く。)を行わない旨を合意しております。

以上